



東葛支部だより

令和3年10月号
第127号(秋季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：渡邊英子 福島光三 飯田利治 半田直子

伊佐支部長の挨拶

感染症対策について

東京2020オリンピック・パラリンピック、そして2021年夏の甲子園も、新型コロナ第5波の影響で、異例の無観客開催となりました。8月中は若年層を中心に感染爆発ともいえる状況が続き、入院治療の必要な人が入院できない医療崩壊が起きました。9月には国民のワクチン接種率は1回接種で6割を超えたといわれておりますが、依然、厳しい状況が続いています。

行政書士は感染症禍において、中心業務の許認可申請や在留資格認定等の申請取次、相続手続き等の市民法務を円滑に行うことで、日頃より官公署の窓口混雑緩和、ひいては感染症対策に貢献しておりますが、更に電子申請や郵送申請、顧客との面談にリモートを積極的に取り入れることで接触機会を低減すれば、より一層感染拡大防止に貢献することができます。会員一人ひとりの日頃の積み重ねが、大きな力となって私達の行政書士という看板を磨いていきます。日頃から感染拡大防止を意識して業務を行っておられる、多くの先生方に感謝申し上げます。

また、原則オンライン申請とされ

る給付金や支援金が増えることで、申請代行や申請補助を希望する、デジタル難民といわれる層の個人や事業者も増えおります。支部会員の皆様におかれましては、こうした層への要望に応え、デジタルデバイドの解消にも貢献できるよう、この機会に是非、積極的なお取り組みをお願いいたします。

親睦事業について

会員間の繋がりを作り、支部の基盤を固めることを目的とする、親睦旅行や飲食を伴う事業については、その重要性から、感染症禍においても開催を前提に計画を立て、やむなく直前に中止の決定をするという繰り返しが続いておりますが、ワクチン接種率も上がり、接種者の感染率や重症化リスクなども次第に明らかになってきていることから、これまでの「中止」という姿勢を転換し、「感染防止に配慮しながら実施」という方向へ、舵を切る時期が近づいているように感じております。親睦旅行については11月の開催は見送り、来年3月に開催する前提で計画を立て直しております。また1月に開催予定の新年賀詞交歓会につきましても、内容を変更するなどして原



則開催の方向で調整を行っているところです。

広報月間について

全国の行政書士会では毎年10月の1ヶ月間を「行政書士制度広報月間」と定め、行政書士制度の普及活動を実施しております。この「行政書士制度広報月間」は、行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続きの円滑な実施に寄与することで国民の理解と信頼を得ることを通し、行政書士制度の普及・浸透を図ること、それから行政書士法の適正な運用を通じて行政書

お知らせ

支部だよりは紙での発行を今回で終了いたします。まだメルマガの登録をされてない会員は広報部(mag@tohkatsu-gyosei.jp)まで氏名及びメールアドレスをお知らせください。

士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識高揚を図ることを目的としております。東葛支部では支部役員を中心に「官公署訪問による行政書士制度の周知と信頼関係の構築」、「広報ポスターの掲示依頼」、「非行政書士排除に対する協力要請」、「街頭無料相談会の実施」などの活動を行っており、本年も実施いたします。

私たち行政書士の社会的評価というものは、大部分は会員の皆様の日々の業務遂行の中で、信頼を積み重ねて形作られていくものです。先生方お一人お一人が、行政書士という看板を背負っているということを実感した振る舞いを心掛けることが、広報月間の効果を相乗的に大きくするものと考えます。そのためには業務知識のほか、コンプライアンス等についても研鑽を怠らないことが大切です。千葉会では5年に一回の倫理研修の受講をお願いしております。千葉県行政書士会ホームページより、ご自宅での受講が可能となっておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(東葛支部長 伊佐 智)



行政書士制度広報月間

日本行政書士会連合会では、10月1日から同月31日までの1か月間を「行政書士制度広報月間」と定め、全国の行政書士会の協力により広く一般市民に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図ることを目的に、広報活動を展開します。

千葉県行政書士会東葛支部でも毎年、官公署訪問と街頭無料相談会を実施し、行政書士制度のPRに努めています。

官公署訪問では各市の市長はじめ地域の官公署を訪問し、日頃の行政書士業務に対する理解と協力を謝意を表し、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するために官公署との協議の機会を持ち、さらに行政側からの意見等も伺う機会とします。行政書士制度広報月間ポスターもその際に掲示を依頼し、行政書士制度の認識を広めることに努めます。

街頭無料相談会の開催は、地域住民の皆様へ行政書士の業務と活用方法について認識を定着する機会と捉え、直接市民に働きかけて広報活動に努めます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年も規模を大幅に縮小し、感染防止の対策を講じて実施します。

●官公署訪問 (予定)

各市

柏市、松戸市、流山市、
我孫子市、野田市

その他官公署等

【松戸市】

松戸警察署、松戸東警察署、松戸県税事務所、東葛飾土木事務所、千葉地方法務局松戸支局、松戸公証役場、宅建協会松戸支部、松戸健康福祉センター、松戸商工会議

所、日本政策金融公庫松戸支店、
松戸市社会福祉協議会

【柏市】

柏警察署、柏県税事務所、千葉地方法務局柏支局、柏公証役場、柏商工会議所

【流山市】

流山警察署、流山商工会議所、流山市社会福祉協議会

【我孫子市】

我孫子警察署、我孫子市商工会

【野田市】

野田警察署、野田自動車検査登録事務所、野田商工会議所

●街頭無料相談会

柏会場

日時：令和3年10月9日(土)

10:30～15:30

場所：柏駅東口スカイプラザ柏

2階入口前ピロティー

(市民相談部長 岩本章子)

○親睦旅行延期のお知らせ

例年11月に実施しております親睦旅行ですが、感染症の状況などを検討いたしました結果、現時点での実施は適当ではないとの判断に至りました。

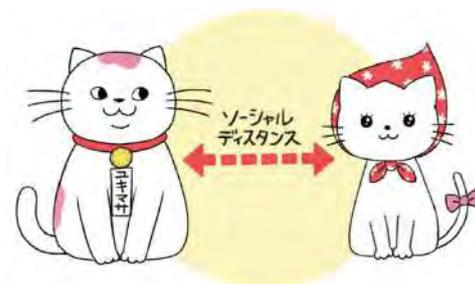
今後の状況次第ですが、来年3月までに改めて実施できるかを検討する予定であります。実施の際には改めてお知らせいたします。

(親睦部長 大澤康人)

支部会員の動向

(令和3年8月末現在)

個人会員	453名
法人会員	3名
合計	456名



新入会員向け 交流会報告



9月4日、パレット柏にて新入会員向け交流会が開催されました。

この交流会は行政書士会に入会してからおおよそ2年以内の新入会員の皆様に、交流会を通して新入会員同士の関係を深めていただくと共に、入会して間もない新入会員の皆様の行政書士の活動に関する不安や疑問を少しでも取り除く機会になればと企画されました。

交流会当日は新入会員の方々が7名、支部長、親睦部員4名、計12名の参加があり、自己紹介や質問など自由に発言して頂きながら、1時間30分の交流を行いました。

コロナ禍で緊急事態宣言の中で交流会を開催することに対して難しい判断ではありましたが、開催して頂いてとてもよかったというお声も新入会員の方から頂くこともできました。

また東葛支部の親睦活動についてもご説明し、親睦活動を通して支部の事業に興味を持っていただければと考えております。

(親睦部長 大澤康人)

○新年賀詞交歓会について

千葉県行政書士会東葛支部
令和4年新年賀詞交歓会の日程
新年賀詞交歓会
令和4年1月15日(土)

支部研修会報告



令和3年度第1回支部研修をおこないました。

開催日時 令和3年9月11日(土)
10:00～12:00

開催方法 WEBセミナー

テーマ 事業計画書作成(小規模事業者持続化補助金)

参加人数 51人(最大値)

令和3年度第1回支部研修は、昨年に引き続きコロナ禍という状況を鑑み、オンライン開催でのセミナー研修を行いました。

この1年の当研修部の基本方針として、「お客様に選んでいただける事務所運営」を掲げ、今回は法人のお客様との打ち合わせなどの場面を想定したスキル習得を目指し、なぜ?にこだわった研修、および基礎的なヒアリング、申請書イメージ等を研究いただく場とさせていただきました。また、デジタル化を見越した情報提供として基礎的な流れについて研究いただく機会を設けました。

今年度は、アンケートを実施し、それを検証の上より高いレベルの研修を開催できるよう、会員の皆様の声にもこだわっていきたいと思います。ぜひ率直なご意見はもちろんのこと、研修の場にぜひ参加いただき、共に研究を深められたらと思います。第2回は12月上旬を予定しております。

(研修部長 西中 慶一)

四本会長特別寄稿



「来るデジタル社会における行政書士像について」

東葛支部の皆様、こんにちは!

私儀、去る5月の令和3年度千葉県行政書士会定時総会において会長に選任され就任いたしました会長の四本平一(よつもと へいいち)と申します。

このたび、貴支部だよりに拙稿を寄せる機会を与えていただきましたこと、この場をお借りいたしましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、コロナ禍における様々な慣習や制度の変化が事実上のトリガーとなったこと、そしてデジタル庁設置に代表される我が国のデジタル社会への本格的かつ確実な移行への足音の大きさに鑑みれば、我が国はパラダイムシフトの時代に入ったと言っても過言ではないものと思っています。

そのような新しい価値観や制度等下において、皆様お一人お一人が、我々行政書士は国民にとってどのような存在になって行くのだろうか、さらには、果たしてその存在意義はどこにあるのかという根源的な問いに直面する場面がこれからは増えてくるものとも思っています。

そして、これに対する明確な答えを我々一人ひとりが持っていなければ、我々自身の手で我々の存在意義を失わせてしまうものとは私と考えています。

では、その明確な答えとは何でしょうか。

それは、単なる「事務手続屋」ではなく「審査基準等該当判断人」と

か「合法性等判断人」で在ること、だと思っています。つまり、“手引き”や“入力マニュアル”に書いてあることをその通りに依頼者に代わって実行する、あるいは雛形どおりとかそれに少し手を加えた程度の文書を作成するなどということではなく、当該“手引き”や“入力マニュアル”あるいは“雛形”に記載されている文言・内容が、行政手続法上の審査基準に沿ったものであるのか否か、法令等の内容と齟齬はないかとか脱法的な内容になっていないかなどを判断できるリテラシーを持った者でなければならないということです。

デジタル社会における許認可等申請手続はいわゆる「システム」によることとなります。そして当該「システム」は行政庁の発注によりベンダーがつくることは周知ですが、その際に当該「システム」が行政手続法に反したものになっている可能性があるわけです。例えば「申請」をする前に当該「システム」により“利便性”の名の下に当該「申請」行為そのものが出来なくなるような仕様となっていたり、行政が「審査」をせずに「拒否」されてしまうような設計になってしまっていたりというものです。これには、そもそも「システム」が行政の意思決定過程の一部を担っても良いのか、それならば新たな法整備が必要なのではないのかという疑義も先ずはあるところですが、このような“欠陥”があるにもかかわらずそれを無視ないしは軽視して、とにかく目の前の業務が「完了」すれば良いということやってしまう。これならば別に行政書士など必要なく、誤解を恐れずに言えば、一般の事務屋さんとか会社の事務員の方が代行あるいは「本人申請」すれば良いということになるわけです。

つまり、“道具”としての「デジタル」を使いこなせるようになることを目的とした研修が我々行政書士に必須なのではなく（そういうものは当然に基本的なものとして）、デジタル社会だからこそ、行政手続における法令等（業法の内容やそれに関

連した判例等を含む）の深度ある研修こそが必要なのです。これは相続や契約書作成業務等でも同様であり、デジタル社会に対応するように改正等がなされたそれらに関する法令等の深い知識とマニュアル等には書いていない現場における「実践知」が必要であることには変わりはないものと思っています。

当会におきましても、今後はこのような見地からの研修体制を構築して行かなければならないと考えていますとともに、この、言わば分水嶺的な時代の「境目」において、新しい会員の方々にもベテランの方々と同様以上の「チャンス」があるということを念頭に置いていただき、それに果敢にチャレンジできるような新たな体制もとって行こうとも考えています。

当然、業務の適正化をより一層図るべく「専門家責任」による行政書士の職業倫理を強化しながらであることは言うまでもありませんが、これが私の構想する今後の千葉県行政書士会の姿の最も重要な一面であり、かつ私の考える「来るデジタル社会における行政書士像」です。

文末ながら、皆様におかれましては、長きにわたる拙文を最後までお読みいただき有難うございました。御礼を申し上げます。

（千葉県行政書士会会長 四本平一）



（広報部 福島光三）

今号が東葛支部の今の様子を素のままお伝えすることが出来ていたら望外の喜びです。

頂けたなら幸いです。

今号が東葛支部の今の様子を素のままお伝えすることが出来ていたら望外の喜びです。

今号は四本会長に特別寄稿をお寄せ頂き、また新入会員紹介欄も復活させることができて大変嬉しく思います。コロナ禍でさまざまな行事が見送られるなか、交流の機会が減ってしまったのはとても残念な事ですが、支部で行われている様々な活動出来るだけ分かり易くお伝えし、興味を持って頂くとともに、自ら進んで積極的に各行事に参加してみようと思っ頂けたなら幸いです。

今号が東葛支部の今の様子を素のままお伝えすることが出来ていたら望外の喜びです。

新入会員の紹介

伊藤 竜太

入会年月日：令和3年4月15日

事務所：行政書士事務所 寿々

所在地：野田市山崎 1475-15

電話：04-7193-8921

Fax：04-7193-8928

不動産相談全般、車庫証明・車輛手続き全般、産廃収集運搬、酒類販売許可の業務を中心に進めていきたいと思っています。今後ともよろしくお願ひします。

根本 ゆかり



入会年月日：令和3年6月1日

事務所：行政書士 根本ゆかり事務所

所在地：千葉県柏市柏 1328-9-201

電話：04-7137-7965

Fax：04-7137-7967

6月に入会しました根本ゆかりと申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○行政書士試験について

令和3年度 行政書士試験の日程

行政書士試験 11月14日（日）

*試験実施に伴う監督員並びに本部員の推薦は、公募に応募された方の中から抽選により決定しました。
なお、来年度以降の公募の実施は未定です。

編集後記